

日本放送協会報

2023年6月26日 第4538号

目 次

業務情報

(指示事項)

- ・日本放送協会放送受信規約の一部変更について（例規）…………… 1
- ・日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について（例規）…………… 6

(番組編集)

- ・国内放送7月の番組編成について…………… 9
- ・国際放送7月の番組編成について…………… 13

お知らせ

- ・放送番組審議会の開催（6月）…………… 14
- ・放送番組審議会委員の委嘱等…………… 15
- ・放送技術審議会委員の委嘱等…………… 16
- ・登録権利…………… 16
- ・外国登録権利…………… 17
- ・部外からの表彰…………… 17

業 務 情 報

(指示事項)

日本放送協会放送受信規約の一部変更について（例規）

2023. 6. 21
会 長

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第3項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約（会長達示（昭和43.4.1））の一部を次のように変更します。

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、変更後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する現行欄に掲げる

編集・発行 総務局

規定の下線部分がないものは、これを加え、現行欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表 (_____ 部分は、変更部分)

変更後				現 行				
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。				(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。				
種別	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額	種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円	地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
					継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円	衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
					継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	860円	4,934円	9,599円	特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
					継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円
2～4 (略)				この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2～4 (略)				
(多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引）) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。				(多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引）) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。				

変更後			現 行		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円	10件以上	300円	90円
<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または<u>特別契約の契約件数が9件</u>である1の放送受信契約者については、<u>その衛星契約または特別契約の契約件数を10件</u>として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が<u>7件、8件</u>または9件であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が<u>8件</u>または9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>			<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等</u>の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が8件または9件（<u>沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、7件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）</u>、8件または9件とする。）であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>		
<p>(団体一括支払に関する特例（団体一括割引）） 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上と</p>			<p>(団体一括支払に関する特例（団体一括割引）） 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上と</p>		

変更後	現 行
<p>まり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額<u>180円</u>を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>まり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、1件あたり月額<u>200円</u>を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(事業所契約に関する特例(事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(事業所契約に関する特例(事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額を支払うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の</u>放送受信料額をその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については<u>支払</u></p>

変更後	現 行																																			
<p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。</p>	<p><u>区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。</u></p> <p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。</u>当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。</u>当該請求期間後の放送受信料については<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。</u></p>																																			
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2～16 (略)</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2～16 (略)</p>																																			
<p>別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額 (第5条第2項関係)</p> <table border="1" data-bbox="296 1603 858 1809"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月 額</th> <th>6か月 前払額</th> <th>12か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上契約</td> <td>965円</td> <td>5,539円</td> <td>10,778円</td> </tr> <tr> <td>衛星契約</td> <td>1,815円</td> <td>10,416円</td> <td>20,267円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額	地上契約	965円	5,539円	10,778円	衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円	<p>別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額 (第5条第2項関係)</p> <table border="1" data-bbox="890 1603 1449 1809"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支払区分</th> <th>月 額</th> <th>6か月 前払額</th> <th>12か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地上契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td>1,075円</td> <td>6,165円</td> <td>11,995円</td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td>1,125円</td> <td>6,450円</td> <td>12,555円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星契約</td> <td>口座・クレジット</td> <td>2,020円</td> <td>11,580円</td> <td>22,530円</td> </tr> <tr> <td>継続振込等</td> <td>2,070円</td> <td>11,865円</td> <td>23,090円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額	地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円	衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円
種別	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額																																	
地上契約	965円	5,539円	10,778円																																	
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円																																	
種別	支払区分	月 額	6か月 前払額	12か月 前払額																																
地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円																																
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円																																
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円																																
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円																																

〔視聴者局〕

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について (例規)

2023. 6. 21
会 長

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第2項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信料免除基準（会長達示（昭和43.4.1））の一部を次のように変更します。

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、変更後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する現行欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、現行欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表 (_____部分は、変更部分)

変更後	現 行				
<p>1 全額免除 <u>(年間収入が一定額以下等の別住居の学生)</u> (6) (略)</p>	<p>1 全額免除 <u>(奨学金受給対象等の別住居の学生)</u> (6) (略)</p>				
<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和5年10月1日</u>から施行する。 2 (略) (削除)</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和2年5月8日</u>から施行する。 2 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置)</u> 3 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものは、放送受信料の免除の対象とする。</u></p>				
<p>別表4</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p><u>(年間収入が一定額以下の学生)</u> 1 前年の年間収入が、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> <u>(1) 給与所得控除額のうち最も低い額</u> <u>(2) 勤労学生控除の控除額</u> <u>(3) 基礎控除の控除額のうち最も高い額</u></p> </td> </tr> </table>		<p><u>(年間収入が一定額以下の学生)</u> 1 前年の年間収入が、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> <u>(1) 給与所得控除額のうち最も低い額</u> <u>(2) 勤労学生控除の控除額</u> <u>(3) 基礎控除の控除額のうち最も高い額</u></p>	<p>別表4</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>(新設)</p> </td> </tr> </table>		<p>(新設)</p>
	<p><u>(年間収入が一定額以下の学生)</u> 1 前年の年間収入が、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> <u>(1) 給与所得控除額のうち最も低い額</u> <u>(2) 勤労学生控除の控除額</u> <u>(3) 基礎控除の控除額のうち最も高い額</u></p>				
	<p>(新設)</p>				

変更後	現 行
<p>(国民年金保険料の学生納付特例対象の学生)</p> <p>2 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</p> <p>(健康保険等の被扶養者である学生)</p> <p>3 次の各号の健康保険等の被扶養者である学生</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第9項に規定する船員保険の被保険者の被扶養者である学生</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第2号に規定する組合員の被扶養者である学生</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第2号に規定する組合員の被扶養者である学生</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条に規定する加入者の被扶養者である学生</p> <p>(国民健康保険の修学特例対象の学生)</p> <p>4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条に規定する修学中の被保険者の特例の適用を受けている学生</p> <p>(奨学金受給対象の学生)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、5の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</p> <p>(授業料免除対象の学生)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(奨学金受給対象の学生)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、1の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</p> <p>(授業料免除対象の学生)</p> <p>3 (略)</p>

変更後	現 行
<p>(市町村民税非課税世帯の学生) 8 (略)</p> <p>(公的扶助受給世帯の学生) 9 (略)</p>	<p>(市町村民税非課税世帯の学生) 4 (略)</p> <p>(公的扶助受給世帯の学生) 5 (略)</p>
<p>(注) 本表における「年間収入」とは、<u>給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。</u> 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>	<p>(注) 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>

〔視聴者局〕

(番組編集)

国内放送7月の番組編成について

〔メディア編成センター〕

7月3日(月)から始まる「ウィンブルドン2023」は総合テレビに加え、BS4Kでも生中継でお伝えする。関連して、BS1の3日(月)後9:00からのスポーツ×ヒューマン「若き挑戦者 頂点へ駆けあがれ～車いすテニス・小田凱人」は、全仏オープンで初優勝した車いすテニスの新星を取り上げる。また、BS1の15日(土)後9:00からのレジェンドの目撃者「伊達公子」は、体格の大きい欧米選手を相手に世界ランキング4位にまで昇りつめた伊達公子の伝説に迫る。これらの番組なども通して、伝統のウィンブルドンテニス中継を盛り上げる。

4日(火)の総合テレビでは、コメディードラマとお笑いを掛け合わせた新感覚ドラマ「お笑いインスパイアドラマ ラフな生活のススメ」を、総合テレビの17日(月)前8:15からは、同じ場所の過去の映像をARで現実の風景に重ねて映し出す、最新技術を活用したアーカイブス活用番組「時空を超えて記念撮影 まちかどタイムワープ」を放送。新たなアプローチに取り組んだ番組をお届けする。

「ニュース(解説)」「スポーツ」ジャンル

メディア	放送日	曜日	タイトル
総合	7月1日	(土)	プロ野球2023 「DeNA」対「中日」
BS1	7月1日	(土)	Jリーグ2023 第19節「サガン鳥栖」対「浦和レッズ」
総合	7月2日	(日)	プロ野球2023 「ロッテ」対「楽天」
総合	7月3日	(月)	ウィンブルドン2023
BS1	7月3日	(月)	スポーツ×ヒューマン 若き挑戦者 頂点へ駆けあがれ～車いすテニス・小田凱人
BS1	7月7日	(金)	ランスマ倶楽部 フルマラソンに強くなる！夏の強化スペシャル
BS1	7月8日	(土)	Jリーグ2023 第20節「アビスパ福岡」対「北海道コンサドーレ札幌」
総合・ BS1・ BS4K・ R1	7月9日	(日)	大相撲名古屋場所
BS1	7月10日	(月)	スポーツ×ヒューマン もう一度、栄光をつかむために ～なでしこジャパン・熊谷紗希～
BS1	7月12日	(水)	天皇杯JFA第103回全日本サッカー選手権 3回戦
BS1	7月14日	(金)	プロ野球2023 「巨人」対「広島」
BS1	7月14日	(金)	チャリダー★快汗！サイクルクリニック 日光白根ヒルクライム2023～坂バカ部のシーズン開幕戦(仮)

メディア	放送日	曜日	タイトル
BS1	7月15日	(土)	Jリーグ2023 第21節 「横浜F・マリノス」対「川崎フロンターレ」
BS1	7月15日	(土)	レジェンドの目撃者「伊達公子」
BS1	7月17日	(月)	プロ野球2023 「ソフトバンク」対「オリックス」
BS1	7月21日	(金)	ランスマ倶楽部 咲楽と走ろう！和歌山ランニング満喫の旅
BS1	7月23日	(日)	プロ野球2023 「広島」対「中日」

「教育・次世代」「福祉」ジャンル

メディア	放送日	曜日	タイトル
Eテレ	7月1日	(土)	世界サンライズツアー
Eテレ	7月3日	(月)	ハートネットTV 「フクチッチ」
Eテレ	7月4日	(火)	ハートネットTV 「虹クロ」
Eテレ	7月6日	(木)	とまどい社会人のビズワード講座
Eテレ	7月9日	(日)	富士山世界遺産登録10年 びじゅチューンコンサートin富士
Eテレ	7月11日	(火)	ハートネットTV 「今君電話」
Eテレ	7月14日	(金)	ギョギョっとサカナ★スター
Eテレ	7月14日	(金)	超多様性トークショー なれそめ
Eテレ	7月15日	(土)	ニュー試

「ライフ・教養」「趣味・実用」ジャンル

メディア	放送日	曜日	タイトル
BS1	7月1日	(土)	突撃！ストリートシェフ@モロッコ・マラケシュ
BSP/ 4K	7月1日	(土)	世界の貨物列車 絶景！ヨーロッパ縦断
BSP/ 4K	7月1日	(土)	パラオブルー 生命の海 ～土屋アンナ 地球極採色の旅～
BS1	7月3日	(月)	BS世界のドキュメンタリー 「アフリカの新興国ナミビア その光と影」
BS1	7月4日	(火)	BS世界のドキュメンタリー 「“ナパーム弾の少女”の人生」
総合	7月5日	(水)	神田伯山の これがわが社の黒歴史 ^新
Eテレ	7月5日	(水)	きょうの料理 「タサン志麻の小さな台所」 夏
Eテレ	7月5日	(水)	NHKアカデミア 片岡真美 (前編)
BSP/ 4K	7月7日	(金)	ワールド・トラックロード
BSP/ 4K	7月8日	(土)	神様の木に会う～につぼん巨樹の旅 第7弾

メディア	放送日	曜日	タイトル
BSP/ 4K	7月8日	(土)	ロングトレイル 世界の美しさに気づく旅
BSP	7月8日	(土)	夢のあとさき ～日本遺構見聞録～
Eテレ	7月9日	(日)	子育て まち育て 石見銀山物語
総合	7月10日	(月)	クイズ○をつけるだけ (3)
BS1	7月10日	(月)	B S世界のドキュメンタリー「プーチンと5人の大統領」
BS1	7月11日	(火)	B S世界のドキュメンタリー「氷山ハンター」
BSP/ 4K	7月14日	(金)	ヨーロッパ・キャラバン紀行 ～スペイン北東部の旅～
BSP/ 4K	7月15日	(土)	にっぽん憧れの絶景
BSP	7月15日	(土)	グレートネイチャー チリパタゴニア
BS4K	7月15日	(土)	産業絶景
総合	7月17日	(月)	時空を超えて記念撮影 まちかどタイムワープ
総合	7月17日	(月)	学生ロボコン2023
Eテレ	7月19日	(水)	最後の講義
BSP/ 4K	7月22日	(土)	“いけず”な京都旅
BSP/ 4K	7月22日	(土)	生中継 祇園祭の夜
BSP	7月22日	(土)	究極ガイド 2時間でまわるアンコールワット
BSP/ 4K	7月22日	(土)	神様のお引越し日記 奈良・春日大社

「ドラマ」「エンターテインメント・音楽」「伝統芸能・クラシック」「アニメ・映画」ジャンル

メディア	放送日	曜日	タイトル
Eテレ	7月1日	(土)	「ローザンヌ国際バレエコンクール」50周年記念 ～日本ダンサー栄光の軌跡～
BS4K BSP	7月1日	(土)	歌える！J-POP 黄金のヒットパレード 決定版
Eテレ	7月2日	(日)	NHK浪曲特選・夏
総合	7月4日	(火)	お笑いインスパイアドラマ ラフな生活のススメ<新>
総合	7月8日	(土)	らんまん総集編 (85分、放送時間調整中) ※4Kでは7/2
Eテレ	7月8日	(土)	ローザンヌ国際バレエコンクール2023
総合	7月23日	(日)	おげんさんのサブスク堂

ノンジャンル

メディア	放送日	曜日	タイトル
BS1	7月2日	(日)	BS1スペシャル 「Mission to Live ～アフガン難民と帰還兵たち～」
BS1	7月9日	(日)	BS1スペシャル「“死の荒野”～テキサス さまよう移民」
BS1	7月16日	(日)	BS1スペシャル 「市民が見た世界のコロナショック2023 7月」
Eテレ	7月22日	(土)	E TV特集 「“塀の中”からの再起 ～絵本読みあいで見つけた“私”～」
総合	7月23日	(日)	NHKスペシャル 「ディープオーシャン II 紅海 海底の魔境に挑む (仮)」

音声波

メディア	放送日	曜日	タイトル
FM	7月2日	(日)	ディスカバー・ビートルズII
R1	7月8日	(土)	朗読
FM	7月8日	(土)	ビバ! 合唱
R1	7月9日	(日)	大相撲名古屋場所
FM	7月10日	(月)	古楽の楽しみ
FM	7月10日	(月)	ベストオブクラシック
FM	7月17日	(月)	今日は一日“昭和ニッポン歌謡名曲”三昧
R1	7月17日	(月)	(仮) なにわ男子のらじらー!

国際放送7月の番組編成について

〔国際放送局〕

ニュースでは、7月も、日本やアジアの最新の動きをわかりやすく伝えていく。日本では大雨や台風の時期となり、防災情報も重点的に発信する。北朝鮮の「衛星」発射や台湾をめぐる動きのほか、ウクライナ情勢など世界の関心を集めるニュースについても、日本の視点で伝えていく。

番組では、「地域特集月間」として鹿児島に関連した番組を集中編成。今年で日本復帰70周年を迎える奄美群島を中心に、鹿児島県の自然・文化・暮らしなど、さまざまな魅力を伝える番組を発信する。その他、ANIME EXPOやJAPAN EXPOなど、海外で大規模な日本文化イベントが開催される時期に合わせ、アニメやマンガの魅力を発信する。

〈NHKワールド JAPANの主な番組〉

■鹿児島関連の特集番組 ～地域の魅力を発信～

- ・ Barakan Discovers
奄美大島 ～田中一村の足跡をたどる～ 23日(日)
- ・ Journeys in Japan
奄美大島：世界自然遺産の島／奄美大島：梅雨の旅 4日(火)、11日(火)

■その他の特集番組

- ・ 石と花
80年前に消えた命、ワカサさんを追う 28日(金)
- ・ Rene Goes to School
就職の不安を吹き飛ばしたい！
日系ペルー人の男子高校生 (18) 29日(土)

■アニメ・マンガなどの魅力を発信する番組

- ・ Manben: Behind the Scenes of Manga
Minase Ai / Tezuka Osamu 2日(日)、16日(日)
- ・ 100カメ
アニメ 進撃の巨人 8日(土)

お 知 ら せ

放送番組審議会開催

審 議 会	日 時	担 当
第704回 中央放送番組審議会	6月19日(月)午後4時	メディア編成センター
第702回 関東甲信越地方放送番組審議会	6月16日(金)午後3時	メディア編成センター 首都圏局
第698回 近畿地方放送番組審議会	6月21日(水)午後3時	大阪放送局
第701回 中部地方放送番組審議会	6月15日(木)午後2時	名古屋放送局
第703回 中国地方放送番組審議会	6月15日(木)午後2時	広島放送局
第704回 九州沖縄地方放送番組審議会	6月15日(木)午後2時	福岡放送局
第706回 東北地方放送番組審議会	6月15日(木)午後2時	仙台放送局
第698回 北海道地方放送番組審議会	6月21日(水)午後2時30分	札幌放送局
第703回 四国地方放送番組審議会	6月19日(月)午後1時30分	松山放送局
第703回 国際放送番組審議会	6月20日(火)午後5時	国際放送局

放送番組審議会委員の委嘱等

〔メディア編成センター〕

審 議 会	年 月 日	委 嘱 等	氏 名
関東甲信越地方放送番組審議会	2023. 6. 1	再委嘱	石 塚 愛 氏 (横浜市立大学附属病院チャイルド・ライフ・スペシャリスト)
〃	2023. 5.31	退 任	今 村 久 美 氏 (認定NPO法人カタリバ代表理事)
近畿地方放送番組審議会	2023. 6. 1	新規委嘱	太 田 達 氏 (立命館大学特別招聘教授・工学博士)
〃	2023. 6. 1	新規委嘱	佐 藤 祐 子 氏 (株式会社国華荘びわ湖花街道 代表取締役社長)
〃	2023. 6. 1	再委嘱	安 達 え み 氏 (合同会社樫代表)
〃	2023. 6. 1	再委嘱	藤 本 真 一 氏 (NPO法人阪神淡路大震災1.17 希望の灯り代表理事)
〃	2023. 5.31	退 任	堀 江 尚 子 氏 (認定NPO法人くさつ未来プロジェクト代表)
中部地方放送番組審議会	2023. 5.31	退 任	安 井 香 一 氏 (東邦ガス株式会社相談役)
中国地方放送番組審議会	2023. 6. 1	新規委嘱	水 口 昭 弘 氏 (水口電装株式会社 常務取締役)
〃	2023. 6. 1	再委嘱	河 本 清 順 氏 (NPO法人シネマ尾道代表理事)
〃	2023. 5.31	退 任	松 浦 奈 津 子 氏 (株式会社Archis 代表取締役社長)
九州沖縄地方放送番組審議会	2023. 6. 1	新規委嘱	合 原 万 貴 氏 (マルマタ林業株式会社 取締役)
東北地方放送番組審議会	2023. 6. 1	再委嘱	前 川 直 哉 氏 (福島大学教育推進機構高等教育企画室准教授)
四国地方放送番組審議会	2023. 6. 1	再委嘱	三 好 賢 治 氏 (伊予銀行代表取締役頭取)

放送技術審議会委員の委嘱等

〔技術局〕

年月日	委嘱等	氏名
2023. 6. 1	退任	川上景一氏（一般社団法人電子情報技術産業協会 業務執行理事・常務理事）
2023. 6. 1	新規委嘱	平井淳生氏（一般社団法人電子情報技術産業協会 業務執行理事・常務理事）

登録権利

〔放送技術研究所〕

番号	発明考案の名称	登録年月日	権利者
特許 第7273504号	映像符号化ストリーム編集装置及びプログラム	2023. 5. 2	日本放送協会
特許 第7273617号	監視装置	2023. 5. 2	日本放送協会
特許 第7274307号	番組映像制作装置およびカメラモデル学習装置、ならびに、それらのプログラム	2023. 5. 8	日本放送協会
特許 第7274367号	フレームレート変換モデル学習装置およびフレームレート変換装置、ならびに、それらのプログラム	2023. 5. 8	日本放送協会
特許 第7274370号	画像表示装置	2023. 5. 8	日本放送協会
特許 第7274930号	放送通信連携サービスを実現する受信装置、端末装置及びプログラム	2023. 5. 9	日本放送協会
特許 第7277328号	三次元映像表示装置	2023. 5. 10	日本放送協会
特許 第7279128号	予測装置及びプログラム	2023. 5. 12	日本放送協会
特許 第7281369号	液晶デバイスの表示色初期化方法	2023. 5. 17	日本放送協会
特許 第7284653号	送信装置及び受信装置	2023. 5. 23	日本放送協会
特許 第7286039号	端末装置およびプログラム	2023. 5. 25	日本放送協会
特許 第7286040号	端末装置およびプログラム	2023. 5. 25	日本放送協会

外国登録権利

〔放送技術研究所〕

番 号	発 明 考 案 の 名 称	登 録 年 月 日	権 利 者
アメリカ 特許 第 11677965 号	復号装置、プログラム、及び復号方法	2023. 6. 13	日本放送協会
メキシコ 特許 第 400510 号	デブロッキングフィルタ制御装置及びプログラム	2023. 3. 2	日本放送協会
インド 特許 第 411392 号	画像符号化装置、画像復号装置及びそれらのプログラム	2022. 11. 14	日本放送協会
中国 特許 第 ZL201880031920.6 号	音声ガイド生成装置及び放送システム	2023. 4. 14	日本放送協会 一般財団法人NHK財団
中国 特許 第 ZL202180005434.9 号	デブロッキングフィルタ制御装置及びプログラム	2023. 3. 10	日本放送協会
中国 特許 第 ZL202180005546.4 号	符号化装置、復号装置、及びプログラム	2023. 4. 18	日本放送協会

部外からの表彰

〔技術局〕

第64回 電気通信協会賞

年月日	表彰者	事 由	受賞者
2023. 5. 19	一般社団法人 電気通信協会	昭和 57 年 4 月、日本放送協会に入局し、関連事業局専任局長、放送技術局長等の要職を歴任。放送技術局長として 4K 制作体制の確立や BS4K 放送普及に取り組んだ。退職後は NHK テクノロジーズ（株）で常務取締役を務めるなど、放送事業の発展に貢献している。	長谷波 一 史 (元・放送技術局長)
		昭和 54 年 4 月、日本放送協会に入局し、放送技術研究所ヒューマンサイエンス部長、放送技術研究所次長の要職を歴任。放送技術研究所次長として、安全・安心なテレビ視聴環境の構築に尽力した。退職後は（一財）NHK エンジニアリングシステムで専務理事を務めるなど、放送事業の発展に貢献している。	伊 藤 崇 之 (元・放送技術研究所次長)